

議案第66号

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約を変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町及び三宅町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約（昭和47年10月天理市告示第21号）の一部を次のように変更する。

題名及び第1条中「及び三宅町」を「、三宅町及び田原本町」に改める。

第2条第1項中「及び三宅町（）」を「、三宅町及び田原本町（）」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 田原本町 一般廃棄物のうち、し尿の処分

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。